

建設工事等業務に係る豊橋市の入札制度改正点について（お知らせ）

平成22年4月1日から建設工事等に係る入札制度を次のとおり改正しますので、ご注意ください。

1. 平成 22 年 4 月 1 日改正等による入札制度の変更点

(1) 予定価格等の公表時期（随意契約を除く）

予定価格等の公表時期を次のとおり変更します。

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	
建設工事	予定価格	事前公表（税抜き）	事前公表 （税抜き）	事後公表 （税抜き）
	最低制限価格	事前公表（税抜き）	事後公表（税抜き）	
設計・測量・建設コ ンサルタント等業務	予定価格	事前公表（税抜き）	事前公表（税抜き）	
	最低制限価格	設定なし	設定なし	

予定価格は、原則、事前公表としますが一部の工事について「事後公表」を試行します。
（予定価格を事後公表とする案件は、入札公告等に事後公表とすることを表示します）

- ・ 随意契約は、従来どおり予定価格（税抜き）を事後公表します。
- ・ 総合評価競争入札における「低入札調査基準価格」も事後公表（税抜き）となります。
- ・ 設計・測量・建設コンサルタント等業務については変更ありません。

詳しくは豊橋市ホームページ内で下記要領をご覧ください。

建設工事等に係る情報の公表事務取扱要領

http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_zaimu/keiyaku/kisoku/pdf/kou_kouhyou.pdf

建設工事等における予定価格等の事前公表試行に関する要領

http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_zaimu/keiyaku/kisoku/pdf/kou_jizenkouhyou.pdf

(2) 最低制限価格の算定方法について

最低制限価格の算定方法を次のとおり変更します。

区分	平成 21 年度
設定範囲	2/3 ~ 4/5
算定式	定率

平成 22 年度
7/10 ~ 9/10
予定価格算出の基礎となった次に掲げる額 直接工事費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額 共通仮設費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額 現場管理費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額 一般管理費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額 ~ の合計額

- ・特別なものについては、上記にかかわらず、契約ごとに 10 分の 7 から 10 分の 9 までの範囲内で定める額とします。
- ・設計書の表記が直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に分かれていない場合でも、設計の内訳項目の内容によってそれぞれに区分して算定します。

詳しくは豊橋市ホームページ内で下記要領をご覧ください。

最低制限価格制度実施要領

http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_zaimu/keiyaku/kisoku/pdf/saitei.pdf

(3) 低入札価格調査制度について

低入札価格調査制度について

この制度は、工事の請負契約における履行の確保及び不良・不適格業者の排除を目的に、調査基準価格を設定して、調査基準価格を下回る価格で入札した者には落札を保留し、その入札価格で当該工事の履行が可能かどうかを調査及び審査した後、落札者を決定する制度です。豊橋市では、総合評価総合評価競争方式で行う入札について、この低入札価格調査制度を採用しています。

調査基準価格について

調査基準価格の算定方法を次のとおり変更します。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度
設定範囲	2/3～4/5	7/10～9/10
算定式	定率	予定価格算出の基礎となった次に掲げる額 直接工事費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額 共通仮設費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額 現場管理費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額 一般管理費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額 ～ の合計額

- ・特別なものについては、上記にかかわらず、契約ごとに 10 分の 7 から 10 分の 9 までの範囲内で定める額とします。
- ・設計書の表記が直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に分かれていない場合でも、設計の内訳項目の内容によってそれぞれに区分して算定します。

失格判断基準について（平成 22 年度から新たに設定）

その入札価格によっては契約の内容に適合した履行ができないと認める基準（以下「失格判断基準」という。以下同じ。）を設け、この失格判断基準を下回る価格で入札した者については、低入札価格調査を実施せず失格とします。

【失格判断基準】

算定方法	予定価格算出の基礎となった次に掲げる額	いずれかに該当する価格を下回る価格で入札をした者は失格となります。
	直接工事費の額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額	
	又は	
	共通仮設費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額 現場管理費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額 一般管理費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額 ～ の合計額	

詳しくは豊橋市ホームページ内で下記要領をご覧ください。

豊橋市低入札価格調査実施要領

http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_zaimu/keiyaku/kisoku/pdf/kou-teinyusatsu.pdf

(4) 入札に係る質疑について

一般競争入札における設計図書等に関する質疑については、下記のとおりとなります。

区分	方法等
提出先及び提出方法	質疑書の様式に記入し直接契約担当課窓口へ提出するか、FAXにより提出してください。 (FAXの場合は必ず電話により着信確認をしてください) 質疑書の様式は豊橋市のホームページ契約課の各種様式ページ http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_zaimu/keiyaku/kisoku/yousiki.html からダウンロードしてください。
提出期限	入札公告に記載します。
回 答	入札情報サービスの当該入札案件の入札公告ダウンロード画面に掲載します。 回答掲載日時は入札公告に記載します。

原則上記方法以外の質疑は認められませんのでご注意ください。

(5) 建設工事請負業者の格付について

平成 22 年度から、従来の 6 業種（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、ほ装工事、造園工事）に加え、その他の全ての業種についても格付を行います。
土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、ほ装工事以外の業種については、A 級（E 級以外）と E 級（創業して満 2 年を経過していない業者）のみの格付となります。
格付の結果は 4 月 1 日に FAX により通知します。

詳しくは豊橋市ホームページ内で下記要領をご覧ください。

豊橋市建設工事請負業者の格付要領

http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_zaimu/keiyaku/kisoku/pdf/kou_kakuduke.pdf

問合せ先	豊橋市契約課 工事契約担当	電話	0532-51-2155・2156
	豊橋市上下水道局 総務課	電話	0532-51-2705・2706
	豊橋市民病院 管理課	電話	0532-33-6278